

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) 令和 7 年度導入下水道ウェブ E B 用パソコン賃貸借

2. 賃貸借期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで (6 0 ヶ月)

3. 納入期限

令和 7 年 9 月 3 0 日

4. 担当部署

予算執行課：市川市 下水道部 下水道経営課

業務担当課：市川市 下水道部 下水道経営課

5. 賃貸借物件

下水道ウェブ E B 用パソコン一式

詳細は、別紙 1 「賃貸借物件一覧」のとおり。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市 (以下「賃借人」という。) が借り受け、賃料を支払うものである。)

6. 納入場所

市川市南八幡 2 丁目 2 0 番 2 号 市川市役所第 2 庁舎 3 階 下水道部 下水道経営課

7. 設置場所

市川市南八幡 2 丁目 2 0 番 2 号 市川市役所第 2 庁舎 3 階 下水道部 下水道経営課

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部署」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納 品 物 件 一 覧 表

N o	納品物件	期 限
1	賃貸借物件一覧 (型名、ライセンスキー明記)	契約日

2	体制表（納入後の連絡先を含む）	契約日から 7 日以内
3	スケジュール表（WBS）	
4	情報セキュリティ対策チェックリスト	契約日から 7 日以内及び各年度の 4 月 7 日まで
5	機器設置作業報告書	納入期限まで
6	賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）	
7	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	
8	ソフトウェアの使用許諾証書 （公共機関向けライセンスの場合は賃借人名義のもの。それ以外は写しでも可。）	
9	再インストールディスク一式及びリカバリ手順書	
10	納入物件一覧	納入後、7 日以内
11	延長保証サービスパッケージの登録完了が確認できる書類（写しでも可）	

※ 納入物件一覧には、納入機器の製造番号、使用ユニット数（ラックマウント型機器のみ）、消費電力、発熱量、重量を明記すること。

9. 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6. 納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。また、以下の設置及び導入設定作業を行い、その作業内容及び動作確認結果を「機器設置作業報告書」としてまとめ、納入期限までに提出すること。

- （1）パソコンは、OS がインストールされた状態で、納入時における最新のパッチを適用した状態で納入すること。
- （2）ローカルユーザーアカウントとサインインパスワードを設定すること。また、システムの操作は、ドメインユーザーアカウントで行うよう、ドメインユーザーアカウントとサインインパスワード、グループ名（ドメイン）等を設定すること。
- （3）市川市インターネット系庁内 LAN 環境に接続し、それに関するネットワーク設定を行うこと。ネットワーク接続に必要な設定情報は、賃借人から賃貸人に別途提示するものとする。その際、賃貸人は、設置前に MAC アドレスを賃借人に提示すること。なお、機器の接続に必要な LAN ケーブル及び配線保護財は、賃借人が準備する。
- （4）設置したパソコンに対し、以下のソフトウェアのインストールを行うこと。なお、セキュリティソフトは、賃借人から賃貸人に別途提示する手順に従ってインストールし、賃借人が指定するサーバから定義ファイルが自動的に最新化するよう設定すること。
 - ① セキュリティソフト（トレンドマイクロ社製）（ライセンスは、賃借人が別途用意する。）

② 資産・ログ管理ソフト（インストール手順書及びライセンスは、賃借人が別途用意する。）

（５）Webブラウザは **Microsoft Edge** をデフォルトのブラウザとして設定すること。

（６）ちばぎんインターネットE Bサービスへの接続を設定した上で、必要なソフトウェアやディレクトリへのショートカットの貼付を行い、デスクトップ環境の整備を行うこと。

（７）**Windows** に標準のゲーム類のアンインストールを行い、機種毎にプリインストールされた電源管理、ショートカットキーなどのうち、ハードウェアの制御を行うソフトウェア以外のソフトウェアのアンインストールを行うこと。

（８）待ち時間 15 分でパスワードによる保護がかかるようスクリーンセーバーの設定を行うこと。

（９）故障等によりパソコンを入れ替えたときでも、簡易に再設定できるように再インストールディスク及びリカバリ手順書を作成すること。

（１０）パソコン本体にセキュリティワイヤを取り付けること。

（１１）本体に、パソコンの管理番号を記入したシールと、賃貸借の契約名及び契約期間を記載したシールを貼付すること。

また、モニタ、マウス、セキュリティワイヤ等の付属品へもパソコン本体と同じ管理番号が記載されたシールを貼り付けること。

（１２）設置する課にパソコン設置票（パソコン管理番号・コンピュータ名・ユーザ名・パスワードを記入したもの。賃貸人の書式で可。）を交付すること。

（１３）その他、設定作業に必要な詳細情報については、契約締結後、賃借人から賃貸人に提示するものとする。

10. 賃貸借期間終了後について

（１）賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。

（２）前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

（３）賃借人の希望により、契約満了後に月数単位で再リース契約を締結できるものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

11. 秘密の保持

（１）賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同

様とする。

- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 2. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する書面による通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

1 4. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。
- (3) 再リース契約を締結する場合、本契約と同様に賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

1 5. 賃貸借物件の保守

別紙1「賃貸借物件一覧」にて保守の指定がある物件については、メーカー等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守を基本とする。なお、保守業務を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、その場合は「8. 納品物件」に従って提出する体制表に、当該事業者を明示すること。

ただし、「1 3. 契約不適合責任」で規定した内容が優先するものとする。

なお、保守作業の実施に際して、情報記憶媒体の交換が生じた場合には、交換した情報記憶媒体は、賃貸人の責務で、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証として、データ消去証明書を速やかに賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

16. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

17. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

18. 環境への配慮

納入するハードウェア等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において本市の了承を得ること。

19. その他

- (1) 賃貸借物件のクライアントパソコンに対して、賃借人が別途用意するソフトウェアをインストールすることがある。
- (2) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (3) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。
- (5) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とが協力して解決すること。

賃貸借物件一覧

下記の基本調達仕様を満たす機器を選定し、稼働可能な状態で、指定した数量を、納入期限までに、市川市が指定する場所に納入すること。

ただし、相当仕様品もしくは上位仕様品を納入しても良いものとする。

1. 下水道ウェブ E B 用パソコン

項	品 名	仕 様	数量
1	PC	形状	ノートブック型 PC であること。
		OS	Windows 11 Pro(64bit)
		CPU	CPU はインテル® Core™i5-1235U プロセッサ（HT テクノロジー対応）以上とすること。
		主記憶	8GB 以上であること。
		表示装置	LED バックライト付き画面サイズ 15.6 型ワイド以上、解像度(1920×1080)以上、表示色 1,677 万色以上、アンチグレア処理であること。 外部出力用に HDMI 出力端子を備えていること。
		ストレージ	256GB 以上の SSD 装置とし、PC に内蔵すること。
		入力装置	日本語キーボード(JIS 準拠)を装備していること。
		ポインティングデバイス	タッチパッドを備えていること。 独立型又は組み込み型で右クリック・左クリックボタン機能を持つこと。
		インターフェース	有線 LAN 及び無線 LAN、Bluetooth に対応すること。有線 LAN は、PC 本体にポートを搭載し、(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)を備えていること。無線 LAN は、アダプターを PC 本体に内蔵し、IE EE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応すること。Bluetooth は、V5.1 以上であること。
		USB	USB ポートを 3 つ以上備えており、USB3.0 以上の Type-A が 3 つ以上、かつ、Type-C が含まれていること。
		本体サイズ	W370mm × D250mm × H30mm 程度であること。
2	付属品	マウス	USB 接続のスクロール機能付光学のものを添付すること。
		リカバリメディア	初期状態に戻すためのメディアを添付すること。
3	その他	装置の接続に必要なケーブル等を添付すること。	1
4	保守	機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守を基本とするが、保守を技術作業担当の事業者委託することも可とする。	1

		【保守条件】5 年間（賃貸借期間と同様とする）の出張修理（当日 15 時までに受付し、修理が必要と判断された場合、やむを得ない場合を除き当日対応）による保守とする。 【修理受付】月曜日～金曜日（祝日及び 12/29～1/3 は除く） 9：00～17：00	
--	--	---	--

2. 周辺機器

項	品 名	仕 様	数量
1	セキュリティダイヤル錠	任意の 3 桁の番号を設定できること。	1
2	セキュリティワイヤー	直径 2.2mm 程度であること。 ワイヤー長は 2m 程度であること。	1
3	セキュリティダイヤル取り付け部品	クライアントパソコンのセキュリティスロットに差し込めること。 ワイヤーとダイヤル錠を組み合わせでクライアントパソコンに取り付け可能なこと。	1